

第三条の二第二項中第十一号を第十三号とし、同項第十号中「第一条の三第四項の表一の(3)欄の配置図における、及び」又は「又は」を削り、変更の下に「くみ取便所の便槽と間の距離が短くなる変更を除く。」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「別記第二号様式による申請書の第四面の第十一欄から第十三欄までに記載すべき事項並びに第一条の三第一項の表一の各階平面図、同表の二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図並びに同項の表二の(3)欄の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、使用建築材料表及び室内仕上げ表における、を「建築物の」に改め、(前号の間仕切壁を含む。)を削り、変更の下に「(第九号及び前号に係る部分の変更を除く。）」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第八号を削り、同項第七号の次に次の三号を加える。

八 構造耐力上主要な部分であつて、基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小はりその他これに類するものに限る。)(の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第八十二条各号に規定する構造計算によつて確かめられる安全性を有するものに限る。))

九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更(変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。))

十 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、裝飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更(次の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合は、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)(又は位置の変更(間仕切壁にあつては主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。))

第三条の二第二項中、第一条の三第四項の表一の(七)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(十)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とする」を、「次に掲げるものであつて、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くない」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一条の三第四項の表一の(七)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(十)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とする変更

二 建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。))

第三条の二第三項中第二号を削り、同項に次の四号を加える。

一 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小はりその他これに類するものに限る。)(の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第八十二条各号に規定する構造計算によつて確かめられる安全性を有するものに限る。))

二 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更(変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。))

三 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、裝飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの材料若しくは構造の変更(第一項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合は、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)(又は位置の変更

五 令第三百二十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもので(一般交通の用に供するものを除く。)(の構造耐力上主要な部分以外の部分(前号に係る部分を除く。))の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。))

附則
この省令は、公布の日から施行する。

訓令
○内閣府訓令第十七号
内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年五月十四日
内閣総理大臣 福田 康夫

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令
内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令(平成十三年内閣府訓令第十九号)の一部を次のように改正する。
別表「経済財政分析担当」の項の5中「及び同法」及び「並びに同法」を「同法」に改め、「配分計画に関する事」の下に「並びに同法第二十二号第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関する事」を加える。

附則
この訓令は、平成二十年五月二十一日から施行する。

告示

- 法務省告示第二百七十九号
左記の者の申請に係る日本国内帰化の件は、これを許す。
- 平成二十年五月二十七日
法務大臣 鳩山 邦夫
- 住所 東京都江戸川区西葛西3丁目3番17号 黄冠榮 昭和61年11月30日生
 - 住所 東京都品川区西大井5丁目17番9号 藤井馨 昭和60年10月24日生
 - 住所 和歌山市松ヶ丘2丁目1番47号 住所 和歌山市松ヶ丘2丁目1番47号 吳欣芳 昭和42年5月24日生
 - 住所 東京都品川区西五反田2丁目30番10-807号 ケン・(ペン・カ) 昭和26年1月1日生
 - 住所 千葉県市川市堀之内4丁目6番5号 柘植俊彰 昭和56年10月3日生
 - 住所 埼玉県鴻巣市本町5丁目6番17-501号 林徳令 昭和47年11月26日生
 - 住所 横浜市中区長者町4丁目9番地11 陳興均 昭和49年9月3日生
 - 住所 東京都新宿区新宿7丁目26番53-704号 程淑媛 昭和38年6月24日生
 - 住所 夏川町 平成14年7月17日生
 - 住所 広島市中区基町20番1-1116号 劉經純 昭和59年11月12日生
 - 住所 大阪府八尾市東山本新町4丁目4番12-205号 蕭芳 昭和45年9月12日生
 - 住所 長崎市京泊2丁目1番3-103号 佟德俊 昭和46年5月28日生
 - 住所 李美華 平成9年10月27日生
 - 住所 李文雅 平成13年1月26日生
 - 住所 川崎市多摩区菅原田堤1丁目3番14号 蕭蜀斌 昭和49年2月4日生
 - 住所 神奈川県平塚市見附町1番28-403号 金英俊 昭和53年5月9日生
 - 住所 東京都豊田區押上2丁目11番14号 潘浩明 昭和34年11月17日生
 - 住所 東京都江東区豊戸3丁目9番1-602号 劉偉 昭和55年4月14日生
 - 住所 横浜市金沢区並木3丁目18番1-305号 カルメラ・ナカンカウ・イハ・チ・ウルピナ 昭和26年5月13日生
 - 住所 昭和三十二年12月27日生 タニツツ・カルメラ・ウルピナ・ナカンカウ
 - 住所 大セ・フントニオ・ウルピナ・ナカンカウ 昭和61年9月18日生
 - 住所 横浜市港北区藤原北1丁目14番16号 安福心 大正11年1月2日生
 - 住所 神奈川県藤沢市本藤沢7丁目1番28-105号 王聰 平成4年1月9日生
 - 住所 神奈川県相模原市相模原3丁目11番4-704号 ジェイソン・アゲウボン・サンタ・パーバ 昭和45年3月1日生